

新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
交付要綱
(インフラ整備事業(国土交通省所管社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助))

令和7年4月1日
国不地整第482号

国土交通事務次官

第1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱(令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121 財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。)第6 1 3)に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)(以下「交付金」という。)のインフラ整備事業(国土交通省所管社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助)の交付に関しては、制度要綱、国土調査法(昭和26年法律第180号)、国土調査法施行令(昭和27年政令第59号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)の要件は、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱(令和3年3月26日付け国不籍第533号国土交通省不動産・建設経済局長通知)第5の規定を準用する。この場合において、「社会資本整備に関する事業と一体」とあるのは「制度要綱第6 1 3)に規定するインフラ整備事業(推進費等(社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助)を除く)と一体」と、「社会資本整備の円滑化」とあるのは「インフラ整備の円滑化」と読み替えるものとする。

2 事業主体

事業主体は、地域再生法(平成17年法律第24号。以下「法」という。)第8条第1項に規定する認定地方公共団体(以下単に「認定地方公共団体」という。)とする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、対象事業に対して経費の負担を行う都道府県とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。ただし、第6 2の規定に基づき、交付された交付金が、インフラ整備事業のうち、当初予定されていた対象事業(以下「当初予定事業」という。)以外のインフラ整備事業(以下「他の事業」という。)に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付

の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が都道府県に対し交付金を交付することができる期間は、第2世代交付金実施計画(以下「実施計画」という。)ごとに当該計画に基づき対象事業が実施される年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

交付金の限度額(以下「交付限度額」という。)は、次に掲げる式により算出された額とする。対象事業に要する経費及び当該経費に対する国費率は、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱の別表第1の規定を準用する。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとの経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとの国の負担割合に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額(以下「単年度交付額」という。)は、当該年度に実施する作業に必要な交付金の交付額とする。

2 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額の 1/2 未満の範囲で、かつ同一実施計画内の他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を同一実施計画内の他の事業に要する経費として充てることができる。

ただし、当初予定事業の所管省庁と他の事業の所管省庁の協議が整った場合に限る。

この場合、事業主体は経費の負担を行う都道府県と事前の協議を行うこととし、その協議が整った場合に限る。

第7 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者(以下「交付申請者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別記様式1に定める交付申請書を提出して行うものとする。

第8 変更交付申請

1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別記様式2に定める変更交付申請書を提出するものとする。

2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7条第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にか

かわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

第9 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別記様式3に定める申請取下書を提出するものとする。

第10 交付決定の取消し

交付申請者は、交付決定を受けた後、事情の変更等により特別な事由が生じたため、当該交付決定の取消しを申請しようとするときは、別記様式4により、国土交通大臣に対して、交付決定の取消しを申請するものとする。

第11 遂行状況報告

事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣は交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

第12 完了予定期日の変更

交付申請者は、対象事業が予定の期間内に完了しないため、当該事業の完了予定期日を変更しようとするときは、別記様式5により、対象事業に関する国土交通大臣宛ての完了予定期日変更報告書を提出し、その旨を報告するものとする。ただし、交付金の繰越を伴わない変更で、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日(交付金の繰越があった場合は、当該繰越を伴う変更により定められた完了予定期日)後6か月以内であるものをしようとするときは、この限りでない

第13 実績報告

1 適正化法第14条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別記様式6により、実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則の規定により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに行うものとする。

2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月10日までとすることができる。

第14 交付金の額の確定等

国土交通大臣は、第13の規定により実績報告書を受領したときは、その報告に係る事業が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかについて、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適合すると認めるときは、適正化法第15条の規定により交付金の額を確定し、交付申請者に交付額確定通知書を通知するものとする。

第 15 財産の処分

適正化法施行令第 13 条第4号の規定に基づき国土交通大臣の定める財産は、1件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

第 16 処分の制限を受ける期間

適正化法施行令第 14 条第2号の規定する別に定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定める期間とする。

第 17 交付金の経理

事業主体及び交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

第 18 監督等

- 1 国土交通大臣は、対象事業の経費の負担を行う都道府県及び事業主体に対し、経費の負担を行う都道府県の知事は事業主体に対し、それぞれその施行する対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する対象事業の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 国土交通大臣は、対象事業の経費の負担を行う都道府県及び事業主体に対し、経費の負担を行う都道府県の知事は事業主体に対し、それぞれその施行する対象事業につき、交付金の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

附 則

- 1 本要綱は、令和7年4月1日から施行する。